

令和6～8年度の軽自動車税（種別割）の グリーン化特例（軽課税率）について



平成28年度から実施している軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課税率）について、税制改正により車種区分や燃費基準等の見直しを行ったうえで、令和8年度まで（一部の措置は令和7年度まで）延長することとなりました。



グリーン化特例（軽課税率）とは燃費基準等の環境性能に優れた軽自動車を新車購入した場合、※取得年度の翌年度分のみ軽自動車税（種別割）が軽減される特別措置です。（※以降の年度については、標準税率での課税となります。）



グリーン化特例の延長 (環境性能基準を満たす新車新規登録の軽自動車について、取得翌年度分の軽自動車税（種別割）を軽減)					
対象車等			現状 (R4,R5)の環境性能基準、軽減率		R6,R7,R8課税の延長
			環境性能基準	軽減率	備考
電気自動車 天然ガス自動車	乗用	自家用	—	75% 軽減	【現状と同内容の措置をR8まで延長】 R5.4～R6.3の取得 …R6課税を軽減 R6.4～R7.3の取得 …R7課税を軽減 R7.4～R8.3の取得 …R8課税を軽減
		営業用			
	貨物	自家用			
		営業用			
ガソリン車	乗用	自家用	【排出ガス規制基準】 H17基準75%低減達成または H30基準50%低減達成	軽減なし	【現状と同内容の措置をR8まで延長】 R5.4～R6.3の取得 …R6課税を軽減 R6.4～R7.3の取得 …R7課税を軽減 R7.4～R8.3の取得 …R8課税を軽減
		営業用		50%軽減	
	貨物	自家用	【燃費基準】 R2基準達成かつR12基準90%達成	軽減なし	
		営業用		軽減なし	
	乗用	自家用	【排出ガス規制基準】 H17基準75%低減達成または H30基準50%低減達成	軽減なし	【現状と同内容の措置をR7まで延長】 R5.4～R6.3の取得 …R6課税を軽減 R6.4～R7.3の取得 …R7課税を軽減
		営業用		25%軽減	
	貨物	自家用	【燃費基準】 R2基準達成かつR12基準70%達成	軽減なし	
		営業用		軽減なし	

※制度概要等、詳細は国土交通省ホームページをご覧ください。

（『国土交通省 自動車関係税制について』で検索）